

立川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）の公布による。

立川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

立川市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年立川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第2節 <u>委員の定数並びに委員長及び書記</u> (審査の申出)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u> (3) <u>審査の申出の趣旨及び理由</u> (4) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> (5) <u>審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、<u>審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、当該代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4及び5 ……略……</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> (審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに</p>	<p>第2節 <u>委員の定数、委員長及び書記</u> (審査の申出)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) <u>審査の申出の趣旨及び理由</u> (3) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u> (4) <u>審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは<u>審査申出書</u>には、前項各号に掲げる事項のほか、当該代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4及び5 ……略……</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに</p>

<p>その記載事項、提出期限その他の事項について<u>調査</u>しなければならない。</p>	<p>その記載事項、提出期限その他の事項について<u>調査</u>しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、<u>適法な方式</u>を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、<u>適法なる方式</u>を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p>
<p>3及び4 ……略…… (書面審理)</p>	<p>3及び4 ……略…… (書面審理)</p>
<p>第9条 ……略……</p>	<p>第9条 ……略……</p>
<p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p>	<p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p>
<p>3 ……略……</p>	<p>3 ……略……</p>
<p>4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u> (審査申出人の口頭による意見陳述)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p>
<p>第9条の2 ……略……</p>	<p>第9条の2 ……略……</p>
<p>2 ……略……</p>	<p>2 ……略……</p>
<p>3 前項の調書には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>	<p>3 前項の調書には、<u>次に</u>掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) ……略…… (口頭審理)</p>	<p>(1)～(3) ……略…… (口頭審理)</p>
<p>第10条 ……略……</p>	<p>第10条 ……略……</p>
<p>2及び3 ……略……</p>	<p>2及び3 ……略……</p>
<p>4 委員会は、関係者<u>(審査申出人及び市長を除く。)</u>に対し、その申出により口頭による証言に<u>代えて</u>口述書の提出を許すことができる。</p>	<p>4 委員会は、関係者に対し、その申出により口頭による証言に<u>かえて</u>口述書の提出を許すことができる。</p>

5 前項の口述書には次の各号に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6 及び 7 ……略……

8 前項の調査には次の各号に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) ……略……

(実地調査)

第11条 ……略……

2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(議事についての調書)

第12条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6 及び 7 ……略……

8 前項の調査には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(5) ……略……

(実地調査)

第11条 ……略……

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(議事についての調書)

第12条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定する場合においては、決定書を作成しなければならない。

2 ……略……	2 ……略……
---------	---------

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項（「審査申出書」を「審査申出書」に改める部分を除く。）及び第6項、第9条第2項及び第4項並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

